

就学援助制度のお知らせ

小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対して、学用品費や給食費及び医療費等を支給する就学援助の制度があります。

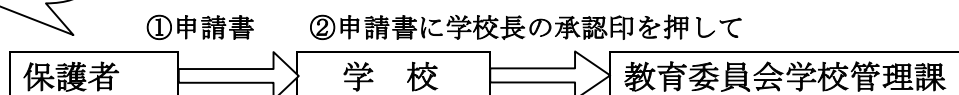
この制度を受けたい場合には、**就学援助費受給申請書**に、申請事由や家族の生活状況等を記入し、**学校へ提出**（4月以降）してください。

この制度は、生活困窮の程度により就学の援助をするもので、申請すれば誰でも受けられるわけではありません。所得が、認定基準を上回る場合は、認定されません。

学校長の承認と、家族の所得状況を調査し、教育委員会の認定が必要になります。

(注) 申請する前に、市役所税務課に所得の申告をする必要があります。

認定の流れ



- ◎ 教育委員会で所得状況の調査し、認定の結果は学校を通じてお知らせします。（所得の申告がしていないと、認定できません。）

援助の内容

- ① 学用品費・通学用品費
- ② 校外活動費（遠足・林間学校等）
- ③ 修学旅行費
- ④ 新入学学用品費等（小・中学1年生で4月認定者に限る。）
- ⑤ 給食費
- ⑥ 医療費（結膜炎・中耳炎・アデノイド・う歯等学校保健法で定める疾病に限る。）
- ⑦ 体育実技用具費（柔道着等を購入予定の中学1年生）
- ⑧ 通学費（片道 小学生4km以上、中学生6km以上で公共交通機関利用に限る。）

(注) 援助対象となる支給額は、毎年度、教育委員会が事務取扱要綱に基づき決定します。保護者が負担すべき費用の全額を支給するものではありません。

申請書は、各学校に置いてあります。
詳しくは、学校にご相談ください。